

四日市港港湾計画書

— 改訂 —

令和8年3月

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成23年2月 四日市港港湾審議会
- ・平成23年4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成23年11月 四日市港港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成24年11月 四日市港港湾審議会
- ・平成27年11月 四日市港港湾審議会
- ・令和3年3月 四日市港港湾審議会
- ・令和6年12月 四日市港港湾審議会

の議を経た四日市港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模および配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	旅客船埠頭計画	9
3	危険物取扱施設計画	9
4	専用埠頭計画	12
5	水域施設計画	13
6	外郭施設計画	15
7	小型船だまり計画	16
8	マリーナ計画	20
9	臨港交通施設計画	21
IV	港湾の環境の整備および保全	23
1	自然的環境を整備又は保全する区域	23
2	廃棄物処理計画	24
3	港湾環境整備施設計画	25
V	土地造成および土地利用計画	27
1	土地造成計画	27
2	土地利用計画	28
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	29
1	効率的な運営を特に促進する地域	29
VII	その他重要事項	30
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	31
2	大規模地震対策施設計画	32
3	港湾の再開発	34
4	港湾施設の利用	34

I 港湾計画の方針

1 四日市港の現状と課題

四日市港は伊勢湾奥部に位置し、古くから伊勢湾地域の海陸交通の要衝として地域の産業、経済発展に大きく貢献してきた。明治32年(1899年)8月の開港以来、中部圏を代表する国際貿易港として発展し、昭和27年(1952年)に特定重要港湾に指定された。その後、臨海部において石油化学を中心とした工場が集積し、現在の四日市コンビナートは我が国の経済成長に大きく貢献している。

また、製造業をはじめとした様々な企業が背後地域に立地するなか、中部圏のものづくり産業を支える外内貿貨物の海上輸送拠点として、背後圏産業の持続的な成長に大きく貢献している。東南アジアや中国、韓国とコンテナ船の定期航路が就航し、背後圏産業を支える国際貿易港として重要な役割を担っている。

平成23年(2011年)には国際拠点港湾へ位置づけされ、令和元年(2019年)には開港120周年を迎えた。

近年では、新名神高速道路等の開通により背後圏の道路ネットワークが飛躍的に向上しており、四日市港周辺の物流効率化に伴う集荷圏の拡大や新たな企業立地が見込まれる等、「地域に貢献する、なくてはならない存在」として、ますます発展することが期待されている。

一方、カーボンニュートラルに向けた産業構造の転換をはじめ、自然災害の激甚化・頻発化、産業における国際競争の加速等、四日市港を取り巻く状況は大きな変化が生じている。

これらに対応していくため、物流・産業の観点では、円滑な港内物流を確保することで、選ばれる港として価値を高めることが求められている。また、四日市コンビナートの基盤産業としての永続的な維持・発展に向け、背後立地企業の脱炭素化ニーズに対応した港湾施設の拡充が求められる。

交流の観点では、みなと特有の景観や観光資源を活用するため、港の魅力に触れられる親水空間を提供することが求められる。

防災・安全の観点では、信頼性・安全性の高い港を将来的にも維持・発展させるため、港湾施設の防災機能の強化を図るとともに、港内の機能配置の転換が求められている。

2 計画の基本方針

四日市港が「地域に貢献する、なくてはならない存在」となることを基本理念として、長期構想で描いた4つの将来像を実現するため、以下の方針に基づき、令和10年代後半を目標年次として、港湾計画を改訂するものである。

(1) 背後圏産業の持続的な成長を支える港づくり

- 周辺道路の渋滞に左右されない貨物輸送の定時性・即時性の確保に向け、臨港交通体系の充実を図る。
- 臨海部産業全体のカーボンニュートラルを見据え、カーボンニュートラルを推進していくために必要となる用地を確保する。

(2) 魅力にあふれ、人々が交流する港づくり

- 港の魅力に触れられる親水空間を提供するため、遊休化・老朽化した港湾施設等の親水護岸や緑地への利用転換を図る。

(3) 住民・産業を守る港づくり

- 航行安全性確保に必要な航路・泊地整備や維持浚渫により発生する土砂等を適正に処分するため、海面処分場を確保する。
- 大規模地震の発生等、災害時における緊急物資の輸送機能や経済活動を維持する国際物流機能を確保するため、大規模地震対策を進める。
- 小型船舶の停泊時の安全性向上を図るため、プレジャーボート等の小型船舶の適正な収容施設を確保する。
- 気候変動による海面上昇及び高潮・高波リスクの増大が懸念されていることから、今後、気候変動による影響を考慮した対応を進める。

(4) 自然とヒト・モノが共生する港づくり

- 魅力ある親水空間を創出・継承していくため、人々が自然と触れ合える港湾緑地を拡充する。

物流・産業、交流、防災・安全、環境の多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、四日市港長期構想で描いた空間利用ゾーニングを踏まえ、港湾空間を以下のように利用する。

- ① 霞ヶ浦地区の北埠頭及び南埠頭北部は、外内貿コンテナや外内貿バルク、完成自動車等を中心に取り扱う物流関連ゾーンとする。
- ② 四日市地区北部は、外内貿バルクを中心に取り扱う物流関連ゾーンとする。
- ③ 四日市地区南部は、千歳運河沿いを中心として交流拠点ゾーンとする。
- ④ 川越地区、天カ須賀地区、霞ヶ浦地区南埠頭南部、四日市地区大協・午起、塩浜地区及び石原地区は生産ゾーンとする。
- ⑤ 朝明地区、天カ須賀地区、富双地区、浜園地区及び霞ヶ浦地区北埠頭東部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑥ 朝明地区、霞ヶ浦地区北埠頭東部及び石原地区北部は環境保全ゾーンとする。
- ⑦ 川越地区、天カ須賀地区、富双地区、浜園地区、霞ヶ浦地区、四日市地区は、運河沿いを中心として船だまり関連ゾーンとする。
- ⑧ 霞ヶ浦地区の沖合区域は、浚渫土砂等の埋立を想定した廃棄物処理ゾーンとする。
- ⑨ 楠地区は都市機能ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	3,950万トン (800万トン(43万TEU))
	内 貿 (うち内貿コンテナ)	2,170万トン (20万トン(6万TEU))
	合 計	6,130万トン
船舶乗降旅客数等		5万人

※端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

Ⅲ 港湾施設の規模および配置

1 公共埠頭計画

1-1 霞ヶ浦地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

増大するコンテナ貨物需要に対応するため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

水深 14～15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)
[既定計画] W82

水深 14 m 岸壁 2 バース 延長 660 m
(うち 1 バース工事中) (コンテナ船用)
[既設] W80～W81

埠頭用地 44 ha (うち 19 ha 既設、9 ha 工事中)
(荷捌施設用地及び保管施設用地)
[既定計画の変更計画]

(既定計画
埠頭用地 59 ha (うち 19 ha 既設、9 ha 工事中)
(荷捌施設用地及び保管施設用地))

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

(2) 外内貿埠頭計画

船舶の大型化に対応するとともに、完成自動車、鋁产品及び鋼材等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1.6 m 岸壁 1 バース 延長 310 m [既定計画] W 2 2

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 280 m [既定計画] W 2 3

水深 1.2 m 岸壁 4 バース 延長 980 m [既設]

W 2 4 ~ W 2 7

水深 7.5 m 岸壁 6 バース 延長 780 m (うち 5 バース 既設)

[既定計画] W 6 0 ~ W 6 3、W 7 4、W 7 5

水深 5.5 m 岸壁 7 バース 延長 630 m [既設]

W 3 7 ~ W 4 1、W 4 3、W 4 4

埠頭用地 83 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 80 ha 既設) [既設・既定計画の変更計画]

既設

埠頭用地 82 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既定計画

埠頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

また、次の既設の施設を廃止する。

〔 既設
水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 60 m 〕

1-2 四日市地区

(1) 外内貿埠頭計画

農水産品及び特殊品等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 245 m [既設] W13

水深 1.0 m 岸壁 3 バース 延長 665 m [既設]

W11、W14、W15

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 125 m [既設] W7

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 90 m

[既設の変更計画] W17

埠頭用地 19ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

〔 既設
水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 163 m 〕

2 旅客船埠頭計画

2-1 四日市地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 3 1 0 m [既定計画]

埠頭用地 1 h a (旅客施設用地) [既定計画]

港湾関連用地 9 h a (保管施設用地) [既定計画]

3 危険物取扱施設計画

3-1 天力須賀地区

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 5. 5 m ドルフィン 1 バース (専用)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深 7. 5 m ドルフィン 1 バース (専用)

3-2 霞ヶ浦地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 8 m ドルフィン 2 バース (専用)

水深 7.5 m ドルフィン 1 バース (専用)

水深 7 m ドルフィン 1 バース (専用)

水深 5.5 m ドルフィン 2 バース (専用)

3-3 四日市地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 6.5 m ドルフィン 1 バース (専用)

水深 5.5 m ドルフィン 1 バース (専用)

なお、立地企業の要請に対処するため、以下の危険物取扱施設を撤去する。

既設

水深 5 m ドルフィン 1 バース (専用)

3-4 塩浜地区

立地企業の要請に対処するため、以下の危険物取扱施設を撤去する。

〔 既設
水深 18 m シーバース 1 バース 半径 300 m (専用) 〕

また、立地企業の要請に対処するため、以下の危険物取扱施設を廃止する。

〔 既設
水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m (専用) 〕

4 専用埠頭計画

4-1 霞ヶ浦地区

既定計画どおりとする。

既定計画
水深 11.5 m ドルフィン1バース (専用)

4-2 四日市地区

立地企業の要請に対処するため、以下の物揚場を廃止する。

既設
水深 3 m 物揚場 延長 18 m (専用)

4-3 塩浜地区

立地企業の要請に対処するため、以下のドルフィンを撤去する。

既設
水深 3.5 m ドルフィン1バース (専用)

5 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

5-1 航路

霞ヶ浦地区

第三航路 水深16m 幅員450m [既定計画]

5-2 泊地

霞ヶ浦地区

水深16m 面積2ha [既定計画]

水深14～15m 面積3ha [既定計画の変更計画]

水深14m 面積2ha [既定計画の変更計画]

水深14m 面積1ha [既定計画]

水深7.5m 面積1ha [既定計画]

(既定計画
水深14～15m 面積4ha)

四日市地区

水深9m 面積1ha [既定計画]

5-3 航路・泊地

天カ須賀地区

水深 5.5 m [既定計画の変更計画]

既定計画

水深 7.5 m 面積 5 h a

霞ヶ浦地区

水深 1.6 m 面積 4.1 h a [既定計画]

水深 1.4 ~ 1.5 m 面積 1.7 h a [既定計画の変更計画]

水深 1.4 m [既定計画の変更計画]

水深 1.1.5 m 面積 1 h a [既定計画]

水深 8 m 面積 2.9 h a [既定計画]

水深 7.5 m 面積 2.6 h a [既定計画]

既定計画

水深 1.4 ~ 1.5 m 面積 3.4 h a

四日市地区

水深 1.2 m 面積 8 h a [既定計画]

水深 6.5 m 面積 1 h a [既定計画]

水深 5.5 m 面積 1 h a [既定計画]

6 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

6-1 防波堤

霞ヶ浦地区

霞ヶ浦北防波堤 延長 1, 636 m (うち 410 m 既設)

[既定計画の変更計画]

霞ヶ浦南防波堤 延長 614 m [既定計画の変更計画]

既定計画

霞ヶ浦防波堤 延長 3, 050 m (うち 1, 210 m 既設)

四日市地区

東防波堤 延長 2, 950 m (うち 2, 450 m 既設)

[既定計画]

7 小型船だまり計画

7-1 川越地区

作業船、漁船及びプレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

川越船だまり

小型栈橋 1基 [新規計画]

7-2 天力須賀地区・富双地区

作業船、漁船及びプレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

富洲原運河船だまり

小型栈橋 4基 [新規計画]

富双船だまり

岸壁 水深 5 m 延長 1 2 3 m [既設]

物揚場 水深 2 m～4 m 延長 2 3 9 m [既設]

物揚場 水深 2 m 延長 9 2 m [既設]

船揚場 延長 1 6 m [既定計画]

埠頭用地 2 h a [既設]

なお、今回計画で位置づける小型船だまりへ機能編入に伴い、次の既定計画を廃止する。

既定計画

富双地区

防波堤 延長 7 7 0 m

小型栈橋 1 5 基

埠頭用地 1 h a (船舶役務施設用地)

また、次の既設の施設を廃止する。

既設

物揚場 水深 2 m 延長 8 3 m

7-3 浜園地区

作業船、漁船及びプレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

浜園船だまり

岸壁 水深4.5m 延長600m [既設]

埠頭用地 4ha [既設の変更計画]

既設
浜園船だまり
埠頭用地 4ha

富田港船だまり

物揚場 水深1m 延長124m [既設]

小型栈橋 1基 [新規計画]

埠頭用地 1ha [既設]

なお、これに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設
物揚場 水深1m 延長50m

7-4 霞ヶ浦地区

官公庁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

霞南船だまり

水深4.5m 岸壁6バース 延長360m [既設の変更計画]

小型栈橋 2基 [新規計画]

〔 既設
水深4.5m 岸壁7バース 延長420m 〕

7-5 四日市地区

作業船、漁船及びプレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

千歳運河船だまり

物揚場 水深2.4m 延長1,120m [既設の変更計画]

埠頭用地 1ha [既設の変更計画]

〔 既設
物揚場 水深2.4m 延長830m
埠頭用地 1ha 〕

なお、老朽化・遊休化した物揚場の親水護岸への利用転換に伴い、次の既設の施設を廃止する。

〔 既設
物揚場 水深 2.4 m 延長 300 m 〕

また、既定計画どおり、以下の施設を廃止する。

〔 既設
物揚場 水深 2.4 m 延長 1,134 m 〕

8 マリーナ計画

8-1 天カ須賀地区

プレジャーボートを収容する既設のマリーナを次のとおり計画する。

民間マリーナ

小型栈橋 4基（既設）[新規計画]

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

9-1 道路

霞ヶ浦地区

臨港道路霞北1号幹線 [既定計画の変更計画]

起点 霞ヶ浦地区北埠頭

終点 臨港道路霞4号幹線 2～4車線

既定計画

臨港道路霞北1号幹線

起点 霞ヶ浦地区北埠頭

終点 臨港道路霞4号幹線 2～4車線

霞ヶ浦地区・四日市地区

臨港道路霞・四日市線 [新規計画]

起点 臨港道路霞4号幹線

終点 国道164号 4車線

臨港道路霞 4 号幹線 [既定計画]

起点 霞ヶ浦地区南埠頭

終点 町道川越中央線 4 車線 (2 車線の暫定供用中)

四日市地区

臨港道路千歳 4 号幹線 [既定計画]

起点 四日市地区第 1 埠頭

終点 国道 1 6 4 号 2 車線

臨港道路千歳 9 号幹線 [既定計画]

起点 四日市地区第 1 埠頭

終点 臨港道路千歳 4 号幹線 2 車線

塩浜地区

臨港道路塩浜線 [新規計画]

起点 塩浜地区

終点 石原地区 2 車線

IV 港湾の環境の整備および保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

(1) 自然的環境を保全する区域

朝明地区の高松海岸の砂浜及びその前面の干潟において、動植物などの沿岸域の生態系を維持し、貴重な自然を次世代に継承するため、自然的環境を保全する区域を次のとおり計画する。

朝明地区において「自然的環境を保全する区域」を定める。

(2) 良好な景観を形成する区域

潮吹き防波堤、末広橋梁などの重要文化財や石積物揚場が残る千歳運河沿いの区域については、歴史的遺産や貴重な港湾景観を活かしたまちづくりを促進させるため、「良好な景観を形成する区域」を次のとおり計画する。

四日市地区において「良好な景観を形成する区域」を定める。

[既定計画]

2 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂、陸上残土等合計 290 万 m³ を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

霞ヶ浦地区 海面処分用地 15ha [新規計画]

3 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 魅力ある親水空間を創出し、継承していくため、緑地を次のとおり計画する。なお、霞・四日市線による土地利用計画の変更に伴い、周辺の修景緑地の計画を変更する。

霞ヶ浦地区 緑地 11ha [既定計画の変更計画]
緑地 7ha [既定計画]
緑地 10ha [既設の変更計画]

既設
霞ヶ浦地区 緑地 10ha
既定計画
霞ヶ浦地区 緑地 6ha

- (2) 歴史的遺産や貴重な港湾景観を活かしたまちづくりを促進させるとともに、魅力ある親水空間を創出し、継承していくため、緑地を次のとおり計画する。

四日市地区 緑地 1ha [既定計画の変更計画]
緑地 7ha [既定計画]

既定計画
四日市地区 緑地 1ha

V 土地造成および土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成、土地利用を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	海面 処分 用地	合計
霞ヶ浦地区	(18) 18	(18) 18				(1) 1	(15) 15	(15) 15	(67) 67
四日市地区	(1) 1	(6) 6					(1) 1		(7) 7
合 計	(18) 18	(24) 24				(1) 1	(15) 15	(15) 15	(74) 74

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	海面 処分 用地	合計
川越 地区				(120) 120		(2) 2			(122) 122
朝明 地区						(1) 1			(1) 1
天カ須賀 地区				(20) 20			(0) 3		(20) 23
富双 地区	(2) 2	(7) 7				(2) 2	(10) 10		(20) 20
浜園 地区	(4) 4						(4) 4		(8) 8
霞ヶ浦 地区	(127) 127	(66) 66		(253) 253		(24) 24	(30) 51	(15) 15	(516) 537
四日市 地区	(22) 22	(35) 35		(141) 141		(10) 10	(8) 10		(214) 217
塩浜 地区				(395) 395		(1) 1			(395) 395
石原 地区				(78) 78			(8) 8		(86) 86
磯津 地区									(0) 0
楠地区					(10) 10				(10) 10
合 計	(155) 155	(108) 108	(0) 0	(1,007) 1,007	(10) 10	(39) 39	(59) 86	(15) 15	(1,393) 1,420

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船により運送される貨物等を取り扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

ただし、「効率的な運営を特に促進する区域」については、霞ヶ浦地区(北埠頭)水深14m岸壁(W81)の利用を開始する時点で、区域の設定を見直すこととする。

霞ヶ浦地区

(北埠頭)

水深14～15m 岸壁1バース 延長350m (コンテナ船用)
[既定計画] W82

水深14m 岸壁2バース 延長660m

(うち1バース工事中) (コンテナ船用) [既設] W80～W81
埠頭用地 44ha (うち19ha既設、9ha工事中)
[既定計画の変更計画]

(南埠頭)

水深12m 岸壁2バース 延長500m [既設]

W26～W27

埠頭用地 20ha [既設]

Ⅶ その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として

機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するため必要な施設は以下のとおりである。

霞ヶ浦地区

第三航路 水深16m 幅員450m [既定計画]

泊地 水深16m 面積2ha [既定計画]

泊地 水深14～15m 面積3ha [既定計画の変更計画]

泊地 水深14m 面積2ha [既定計画の変更計画]

泊地 水深14m 面積1ha [既定計画]

航路・泊地 水深16m 面積41ha [既定計画]

航路・泊地 水深14～15m 面積17ha

[既定計画の変更計画]

(北埠頭)

水深14～15m 岸壁1バース 延長350m

(コンテナ船用) [既定計画] W82

(南埠頭)

水深 1.6 m 岸壁 1 バース 延長 310 m [既定計画] W 2 2

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 280 m [既定計画] W 2 3

臨港道路霞北 1 号幹線 [既定計画の変更計画]

起点 霞ヶ浦地区北埠頭

終点 臨港道路霞 4 号幹線 2～4 車線

臨港道路霞・四日市線 [新規計画]

起点 臨港道路霞 4 号幹線

終点 国道 164 号 4 車線

2 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

霞ヶ浦地区

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 280 m [既定計画] W 23

埠頭用地 1 ha [既設]

道路

臨港道路霞 1 号幹線 [既設]

起点 霞ヶ浦地区南埠頭 終点 国道 23 号 4 車線

四日市地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 245 m [既設] W 15

埠頭用地 1 ha [既設]

道路

臨港道路千歳 4 号幹線 [既定計画]

起点 四日市地区第 1 埠頭 終点 国道 164 号 2 車線

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

霞ヶ浦地区（北埠頭）

水深 14 m～15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m

(コンテナ船用) [既定計画の変更計画] W82

水深 14 m 岸壁 2 バース 延長 660 m

(うち 1 バース工事中) (コンテナ船用) [既設] W80・W81

埠頭用地 44 ha (うち 19 ha 既設、9 ha 工事中)

[既定計画の変更計画]

道路

臨港道路霞北 1 号幹線 [既定計画の変更計画]

起点 霞ヶ浦地区北埠頭 終点 臨港道路霞 4 号幹線

2～4 車線

臨港道路霞 4 号幹線 [既設]

起点 臨港道路霞北 1 号幹線 終点 臨港道路霞 1 号幹線

2～4 車線

臨港道路霞 1 号幹線 [既設]

起点 臨港道路霞 4 号幹線 終点 国道 23 号 4 車線

3 港湾の再開発

本港の既存施設の有効な利用が図られるよう、港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

霞ヶ浦地区及び石原地区において、土地利用の見直しが必要であることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

4 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

霞ヶ浦地区

水深 4.5 m 岸壁 4 バース 延長 300 m [既設の変更計画]

W 70 ~ 73

四日市地区

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m [既設の変更計画]

W 1

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m [既設] W 10

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 140 m [既設] W 12

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 138 m [既設] W 16

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 90 m [既設の変更計画]

W 18

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 110 m [既設] W 19